

## 香取広域市町村圏事務組合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成19年4月1日

規則第20号

改正 平成21年4月1日規則第12号

平成23年2月25日規則第4号

平成24年3月30日規則第4号

平成28年2月26日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例（平成19年香取広域市町村圏組合条例第25号）第6条の規定に基づき、香取広域市町村圏事務組合し尿処理施設（以下「処理施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物の受け入れ)

第2条 処理施設で受け入れできる廃棄物は、香取市、神崎町、東庄町の区域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥とする。ただし、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

(その他)

第3条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第12号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月25日規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。